



# 議会報

# かわべ

発行 川辺町議会

編集 川辺町議会報編集委員会  
〒509-03  
岐阜県加茂郡川辺町  
中川辺1518-4  
☎ (0574) 53-2511(代)

第64号

平成7年8月31日



マリンスポーツフェスティバル（ボートの部）

## こんな記事があります

第2回定例会可決案件 ..... 2 ~ 4

一般質問 ..... 7 ~ 12

臨時会可決案件 ..... 4 ~ 6

議会日誌 ..... 12

議会研修視察報告 ..... 6

## 第2回定例会

# 補正予算など17件を可決 一般会計19,615,000円を補正

平成七年川辺町議会第二回定例会は、六月十三日から二十一日までの九日間を会期として開きました。

### 報告三件、議案十

件、認定一件の合計十四件が提出され、審議を行い、また追加議案三件、発議一件が提出され、いずれも原案のとおり可決しました。

一般質問には、五人の議員が登壇し、町行政全般にわたり質問が行われ、執行部の考えを質しました。

### 報告案件

○平成六年度川辺町緑越明許  
費繰越計算書の報告

平成七年第一回臨時会で地

○川辺町税条例の一部改正

災害対策基本法施行令の一部改正に伴い、災害派遣手当の支給額の改正を行った。

○川辺町職員の給与に関する  
条例の一部改正

消防庁の消防表彰規定の一  
部改正によって、賞じゅつ金の基準額が改正されたため、所要の改正を行った。

### 可決案件

○川辺町消防賞じゅつ金及び  
殉職者特別賞じゅつ金条例  
の一部改正

【補正の主な内容】  
歳入：財源不足調整のため財政調整基金から繰り入れ  
花壇植栽事業に伴うコミュニティ助成金  
各種事業の六年度支出超過の精算分

方自治法第二二三条第一項の規定により平成七年度へ繰越の予算措置が可決された流域関連公共下水道工事第一保育園周辺面整備工事（第一工区）が終了したため地方自治法施行令第一四六条の規定による報告。

### ○川辺町国民健康保険税条例 の一部改正

公共法人、公益法人の事業税の非課税規定は明文化されているが均等割の減免については、定めがないため所要条項を追加した。

### ○川辺町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

消防団員等公務災害補償等共済基金施行令の一部改正により、消防団員の待遇改善を図るため退職報償金の支払い額が引き上げられたことに伴い、所要の改正を行った。

### ○平成六年度川辺町水道事業会計予算繰越計算書の報告

流域関連公共下水道工事第一保育園周辺面整備工事（第一工区）の関連水道工事の経費が平成七年度へ繰越の予算措置され工事が終了したため公営企業法第二六条第三項の規定による報告。

一保育園周辺面整備工事（第一工区）の関連水道工事の経費が平成七年度へ繰越の予算措置され工事が終了したため公営企業法第二六条第三項の規定による報告。

国民健康保険法及び施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと地方税法の改正により条文の整備をした。

### ○平成七年度農業集落排水事業特別会計繰入金の変更

一般会計から四百三十六万二千円繰り入れた。

### ○川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令で補償基準の額が引き上げられたため、所要の改正を行った。

### ○平成七年度一般会計補正予算（第一号）

歳入歳出それぞれ一千九百六十一万五千円増額補正し、総額を三十六億九千六百六十万五千円とした。

### ○平成七年度一般会計補正予算（第一号）

歳入歳出それぞれ一千九百六十一万五千円増額補正し、総額を三十六億九千六百六十万五千円とした。

歳入歳出それぞれの補正額の内容  
(単位:千円)

歳入	県支 出 金	△ 200
	繰 越 金	14,370
	諸 収 入	4,645
	寄 附 金	800
	合 計	19,615
歳出	総 務 費	7,099
	民 生 費	813
	衛 生 費	60
	農林水産業費	4,362
	商 工 費	400
	土 木 費	2
	消 防 費	745
	教 育 費	6,134
	合 計	19,615

○平成六年度水道事業会計決算の認定

平成六年度水道事業会計は三月三十日で終了し、地方公営企業法の規定により議会へ決算等の報告を行いこれを認定した。

事業の概要是次のとおり。当事業年度における水道事

歳入歳出それぞれの社会保険  
嘱託職員等の社会保険  
本人負担分

歳入歳出それぞれ九十万円  
増額補正し、総額を五億八千九十万円とした。

歳出:嘱託職員の報酬及び社会保険事業者負担分

○平成七年度農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第一号)

農業集落排水事業特別会計繰出金  
中学校敷地内への出入り口の整備費  
B & G キャンペーン飛騨川カヌー二百艇下り  
事業補助金

一般会計からの繰り入れ金の変更に伴う予算措置。  
歳入歳出それぞれ四百三十六万二千円増額補正し、総額を九千八百十七万九千円とした。

○平成七年度国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第一号)

○平成六年度土地開発公社事業報告及び決算報告

臨時職員の社会保険加入に伴い、当該被保険者等の保険税還付金

地方自治法の規定により平成六年度の事業及び決算について報告があった。

本年度は、事業の収益的収支においては、収益的収入が営業収益一億四千九百三十七万五千九百三十四円、営業外収益六千九百十七万三千四百三十七円となり合計二億一千八百五十五万一千四百七円であり、収益的支出では営業費用二億十九万七千八百三十三円、営業外費用四千八百二十三万七千八百二十円となり、合計二億四千八百四十三万五千六百五十三円である。また、資本的収支においては、資本的支

収入として工事負担金九千五百七十九万三千四百五十七円と企業債二千百四十万円で合計一億一千七百十九万三千四百五十七円であり、資本的支出は建設改良費一億二千三百七十二万六千九百六十三円、企業債償還金五千九百八十六万七千三百十三円で合計一億八千三百五十九万四千二百七十六円である。以上が資金収支及び収益的収支並びに、資本的収支として審査の対象であって、これが執行内容と費用に関連する業務について審査した。審査にあたっては、関係諸帳簿及び、証拠書類等について照合対差し経理は計数上正確で適正に行われているかを審査した。

本決算の真実性を確認するとともに常に企業の経済性を發揮し、公共の福祉を増進するように併せて審査した。

なお、当町の水道事業においても昨年度より下水道工事及び町県道路改良工事に伴う配水管の等の布設替工事が特出し、それに要する経費も一億円余りとなっている。

また、これに伴い収益的支出において、資産減耗費が一千五百三十七万一千円余り発生しこれが事業の収支に大きく関わり、また、本年度においては、異常気象に伴う水源地の渴水により節水を余儀なくされ、その対策のため住民の水に対する意識も変革しており水需要の大幅な伸びが期待できず、本年度は、経営損失も昨年度を大きく上回り三千七十四万二千円となっている。下水道工事も本格的に行われるため来年度以降も経常収支の悪化が予想されるが現在の事業環境において料金の引き上げ等は、高料金対策指定団体及び国の政策でもあるため困難と思われる。経費節減の見直し及び未収金の回収においても努力のあとがみられるが水道事業の健全経営のため尚一層の努力を要望する。

○助役の選任同意

橋本義美氏を選任



橋本収入役が、助役に選任されたため、収入役に桜井芳敏氏（石神）を選任した。

○川辺町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の一部改正に伴って、非常勤の特別職のうち投票管理者など選挙関係の報酬について改正した。

六月十四日で勇退された助役高橋和彦氏の後任に、収入役橋本義美氏（西柄井）を、選任同意した。

〔投票立会人及び開票立会人〕、「選挙長」の報酬を八千五百円から八千二百円（いずれも一つの選挙につき）

○収入役の選任同意  
桜井芳敏氏を選任

○意見書の提出

「水力発電施設周辺地域交付金の交付期間の延長を求める意見書」を採択

電源開発促進対策特別会計（電源立地勘定）に依拠する水力発電施設周辺地域交付金（水力交付金）の交付期間を全面的に延長し、所要の財源措置を継続されるよう地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出するもの。

提出先：通商産業大臣 橋本龍太郎様  
外三十六名

地方税法の一部を改正する法律の改正に伴い改正した。主な内容は、固定資産税に（電源立地勘定）において地価の下落によって臨時的な課税標準の特例を設けたことと、町民税においては、税の税率の見直し等を整備した。

長期譲渡所得に係る個人町民税の税率の見直し等を整備した。

老人保健特別会計への繰出金  
下水道事業特別会計への繰出金の減

○専決処分の承認を求めることと《平成六年度川辺町下水道事業特別会計繰入金の変更》

工事請負費及び水道管布設替工事等補償費の減額による。一般会計からの繰入金を二億五千五百八十二万二千円から二億三千七百七十二万九千円に変更した。

平成七年第二回臨時会を四月二十一日午後一時三十分から開会した。会期を一日と定めたのち、報告五件、議案一件を審議した。

○専決処分の承認を求めることと《平成六年度川辺町一般会計補正予算（第八号）》

歳入歳出それぞれ一千五百六十万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を七億五百九十二万九千円にした。

【補正の主な内容】  
国庫負担金が阪神大震災の影響によって申請額がカットされ、加えて変更申請後の医療費の伸びにより、川辺町老人保健特別会計が赤字になる見込みのため不足分を一般会計から繰り入れするもの。

と《川辺町条例の一部を改正する条例》

【補正の主な内容】

歳入：財政調整基金利子  
ライオンズクラブから  
の寄付金

歳出：財政調整基金への積立  
社会福祉協議会への寄付金

九十三万四千元にした。

可決案件

○専決処分の承認を求めるこ

第二回臨時会

平成七年第二回臨時会を四月二十一日午後一時三十分から開会した。会期を一日と定めたのち、報告五件、議案一件を審議した。

歳入歳出それぞれ一千五百六十万八千円を追加し、歳入歳出の予算総額を七億五百九十二万九千円にした。

【補正の主な内容】  
国庫負担金が阪神大震災の影響によって申請額がカットされ、加えて変更申請後の医療費の伸びにより、川辺町老人保健特別会計が赤字になる見込みのため不足分を一般会計から繰り入れするもの。



的を達成し、消滅するため、下水道課の委員会所管を建設農林常任委員会にするもの。

委員会定数

総務委員会

五名

民生文教委員会

四名

建設農林委員会

五名

一億七百十二万円  
四、契約の相手方  
多治見市若松町四丁目一  
八番地一号

株式会社市川工務店

東濃支店

支店長 加藤正美

五、工事の場所  
川辺町中川辺地内

六、工事の場所  
川辺町中川辺地内

## 第五回臨時会

平成七年第五回臨時会を八月四日午前九時から開会した。会期を一日と定めたのち、議案三件を審議した。

### 可決案件

○天神西地内面整備工事（第三工区）請負契約の締結

工事の請負契約の締結は次

一、契約の目的  
指名競争入札

三、契約金額

五千二百五十三万円

四工区）

中井地内面整備工事（第

二、契約の方法

指名競争入札

六号

株式会社土屋組

所長 桐山光雄

五、工事の場所  
川辺町中川辺地内

一、契約の目的  
天神西地内面整備工事（第三工区）  
二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約金額

五、工事の場所  
川辺町中川辺地内

○洗井地内面整備工事（第七工区）請負契約の締結

工事の請負契約の締結は次のとおり決まった。

一、契約の目的  
洗井地内面整備工事（第七工区）

二、契約の方法  
指名競争入札

三、契約金額

五千二百五十三万円

四、契約の相手方

岐阜市金園町一丁目三番三号

株式会社鴻池組

岐阜営業所

所長 玉木宏典

五、工事の場所

川辺町下川辺地内

三、契約金額

六千三百八十六万円

四、契約の相手方

可児市今渡三九四番地の六号

株式会社土屋組

所長 桐山光雄

五、工事の場所  
川辺町中川辺地内

# 議会研修視察報告

北海道の函館周辺の町で川辺町と人口規模が同じで都市近郊型農業に積極的に取り組んでいる「まち」亀田郡大野町を視察しました。

## 農業後継者に奨学金を支給

町のシンボル。  
最近では花き栽培も注目されている。

## 大野町農業の概要

稻作：農業生産の約二十五%

ハウス大形  
L型ハウス  
野菜パイプ  
面積 四八ヘクタール

銘柄：「ほのか二四二」が主

野菜：促成白菜をはじめ、  
レタス、長イモ、い

ちご、キュウリ、み

つば、ホウレンソウ、  
馬鈴薯

とりわけ大野野菜の柱は「長ネギ」（平成五年度生産額十億四千万円）

集荷先：札幌市場・京浜市  
場・函館市場

果樹園芸：リンゴ、ぶどう、  
なし

とりわけ道内で唯一の自生地となっている「マルメロ」（カリンの一種）はワインやジャムの特産品として、



# 一般質問

# 問 そこが聞きたい ―― 知りたい

議員が町の行政の在り方、問題点を町長らに  
問いただす「一般質問」は、会期の最終日六  
月二十一日に行われた。今回は、五人の議員  
が登壇し、当面する町政の諸問題について質  
問した。

議員が町の行政の在り方、問題点を町長らに  
問いただす「一般質問」は、会期の最終日六

あるが、既に全町を「○○自治会」としているところも多いと伺っている。

答 進十年以降財政と調整を図りながら推



横田文夫議員

(掲載順序は、発言通告書の受付順)

質問の要旨と回答の概要是、次のとおりです。

辺区内は「〇〇組」を「〇〇自治会」と呼称変更されたと伺っている。これから徐々に変更する地域が増えると思われるが、各地域が勝手に変更すれば複雑化するので統一的なひな型を作成し、行政上有望まい方向へ導いたらどうか。

住民生活の中で定着しており、  
呼称を変更することは、地区  
自身の事情もあるかと思うので  
で、区長会に諮り意見を伺い、  
それぞれ各区で審議していく  
だきたい。

**【教育長】** 現在、第三次総合計画の策定に取り組んでいるが、今までの経過から、平成八年度に学校給食共同調理場建設、平成九年度に西小学校屋内運動場建設、その後、山楠グランド夜間照明・図書館の建設、また、平成十二年の高校総体開催に向けての準備が必要であろう。

こうした諸々の事業が迫つており、財政との兼ね合いの中で推進して行く。

**【教育長】** 現在、第三次総合計画の策定に取り組んでいるが、今までの経過から、平成八年度に学校給食共同調理場建設、平成九年度に西小学校屋内運動場建設、その後、山楠グランド夜間照明・図書館の建設、また、平成十二年の高校総体開催に向けての準備が必要であろう。

問 町内の単位「組」について

答  
区長会に諮り意見  
を伺う

町内の各区内はいろいろな組織で構成されているが「〇〇組」の呼称が多い。比久見地区は「〇番地」「〇班」であるが、番地の責任者は「組長」と呼ばれ複雑化している。「〇〇組」は誤解も招きやすく、不都合も多いと言うことで呼称の変更を考えている地区も多い。今年度から上川

**【総務課長】**十二地区の組織構成の呼称はそれぞれ異なつており、特に多いのは「〇〇組」の呼称でともすれば誤解を招く恐れがある。上川辺区は四月から「〇〇自治会」と改められた。

問 山楠グランドの夜間照明について

総合グランド計画は種々問題点も多く、具体化が年々先送りの觀がする。そこで当面は山楠グランドに夜間照明を設置してと願う声が多い。のまま、中学校の施設に依存すれば学校教育上の問題もある。



問 タクシー補助について

バス路線の廃止は会社経営上の問題でやむを得なかつたが、現在一日おきに夫婦でタクシーを利用し通院している老齢者があり、大変な事と思う。タクシー利用補助制度が考慮できないか。

答 福祉バスの効果的利用を働きながら検討

県下では十市町村、可茂管内においては美濃加茂市と坂祝町で実施し、その内容はタクシー会社と契約し独居老人、一部身体障害者及び高齢者を対象にチケットを発行している。

町では、高齢者や身体障害者に対し日常生活用具給付事業の拡充、住宅改善事業の実施等、生活弱者に対する福祉サービスは管内自治体水準以上で実施している。

【企画課長】第三次総合計画の答弁があつた。同年六月の議会で「都市計画法の改正に伴う用途地域見直しの地域住民の対応について」の質問に對し「住民サインの意識や要望については地区懇談会や一  
般公募による町づくり会議を開催し広く住民参加の場としている。

平成五年三月議会で企画課長の答弁があつた。同年六月の議会で「都市計画法の改正に伴う用途地域見直しの地域住民の対応について」の質問に對し「住民サインの意識や要望については地区懇談会や一  
般公募による町づくり会議を開催し広く住民参加の場としている。

【町長】上米田保育園は社会福祉法人として、上米田地区的幼児教育に格別な努力をいただき、心から敬意と感謝を

福  
祉  
バ  
ス  
の  
効  
果  
的  
利  
用  
を  
働  
き  
か  
け  
な  
が  
ら  
検  
討

かけながら検討する。

進むべき方向とそれを実現するための施策を明らかにし、より良い川辺町を築くためのものでこの考えを基に「岐阜県第五次総合計画」、「可茂地域第三次市町村圏計画」等上位計画、第二次総合計画及びその他の計画と整合性を図り、住民アンケート調査・意識意向調査等を資料を基に策定中である。

たい」と考えを明らかにされた。共に是非実現されたい、住民参加の町づくり構想であるが、三次総、用途見直しの問題も目の前にせまってきた今こそ実現すべき時期と考えるが

一、町づくり会議か、町を挙げて構想についての議論を起こす企画はあるか。

二、目標人口をどのように設定していくのか。



問 第三次総合計画について

「住民各位と共に町づくりを推進するために、カレンダー・パンフレット、広報誌等で解りやすく啓蒙し町を挙げて議論を起こしていく」と

三、将来計画はある程度政策的に意図したものを見現化しなければならないが、美文で飾らないで誰にも判りやすい数値を多く取り入れた計画の策定を期待したいがどうか。

答 地区懇談会は必要が生じた時点で実施

将来計画は、第二次総合計画の反省及び経緯を踏まえ将来目標に向かい、今後十年間何をすべきか、ある程度の施策項目及び施策を掲げて行きたい。

町内に第一、第二、上米田の三ヵ所の保育園があり、既に第一保育園が新築されまた、今回第二保育園も老朽化のため移転新築されるがいざれも公立の保育園のため財源等の悩みもなく施設ができるが、法人の上米田保育園の拡張または、改築の時期が来た場合、町としてはどのような対応をするのか所見を伺いたい。

問 法人保育園改築について



井上幹雄議員

は、町開発審議会及び議会にいざれにしても、この計画は、町開発審議会及び議会に諮って行かなければならぬ。

答 改築計画がなされれば、十分な補助を考えて行く

申し上げる。社会福祉上米田保育園設立の経過は、昭和三十一年一月、故小島譲保氏が龍洞寺にて定員六十名の設立許可を取得され開園された。昭和四十八年には町補助金二百万円、私費二百万円、合計四百万円で遊戯室が完成、昭和五十一年に鉄骨平屋建の現在の園舎が完成した。その財源内訳は町補助金一千三百万円（内百万円は業者からの指定寄付金）当時まだ福祉法人の設立がなされていなかったため、法人の準備金百七十五万円、小島良子さんの個人資金四百十五万円、合計一千八百九十万円である。その後、昭和五十二年に社会福祉法人上米田福祉会としての認可をうけられ、同年四月に定員九十名の認可を受けた。昭和五十四年には個人資金百五十万円で保育室の増築が行われた。

昭和五十一年建設以来十九年を経過しているが老朽化には至っていない。今後改築計画がなされた場合は、法人の認可を得ているため、国、県の補助が受けられる。町としても過去の例に従い、皆様の協力をいただき十分な補助を考え行く。



問 ボートの町かわべのPRについて

「ボートの町かわべ」と言ふならば中学校、一般も含めて常に上位入賞するよう力をつけていたものですが教育長の所見を伺いたい。

町民全体がボートに関心をもちボートを漕いで大いに楽しみ、川辺に住んでよかったと思ふ気持ちが大切である。「ボートの町かわべ」を広範囲にPRするには各種大会に出場できる機会の多い中学校のボート部の活躍に期待したい。当ボート部は、過去において全国中学大会に遠征し優秀な成績を残した。また女子においては二年連続優勝した実績もある。

答 「ボートの町かわべ」をアピールするため選手の強化、育成にできる限り支援

**【教育長】** 中学校では、いろいろな部活動があるが、特にボートは、体力を要するスポーツであり、そのような素質のある生徒を集め立派な成果をあげようと、担当の先生も努力している。

教育委員会としても、名実とも「ボートの町かわべ」をアピールするため選手の強化、育成にできる限り支援して行きたい。

関係地権者の承諾など後回しにする程緊急を要した工事と思わないが理由が知りたい。平成四年度の決算資料には町道として仮番号を付して掲載してある。このようなことが日常茶飯事の如く考えられて実行されてはゆるしき問題であると言わざるを得ない。もう一点、上川辺神手地内

問 道路舗装について



平岡三朗議員

の町道二〇七七号線であるが、終点に人家があり鉄工所を經營させていたこともある。工場主が自費で改良工事され幅四メートル程となっているが、起点である神坂道より五十メートル程入った地点までは借地として使用し地主に年貢を毎年納付されていると聞く。町道認定の時点では公園と現況の対象、地権者関係など調査されなかつたのか舗装も中央部分のみ実施してあるが何故止めたのか。

地権者からの異議申し立てが出ないうちに諸般の手続きを早急に完了すべきものと思うが所見を伺いたい。

以上二件が偶然にも同年度に実施されているが意図的ではなくかったか。

答 早急に町道として認定をすべく用地及び登記等の手続きを進める

**【建設課長】** ご指摘の路線は、林道田中線で本路線沿には地元重要企業四社があり本来は林道であるが町道として管理すべきである事を重要視し早

急に町道編入する予定で工事を実施し現在に至っている。今後早急に町道として認定をすべく用地及び登記等の手続を進める。

町道二〇七七号線（口神坂線）、町道二〇九三号線（神坂線）の二路線は道路法により管理され私権は認められない路線である。本路線の用地は建設時から現在まで個人所有地であり公共に供する道路である。今後は用地の地権者の理解を得て町道としての登記をする。

なお、舗装区間は管理上町道として支障のない区間を設定し実施した。

### 中濃地方拠点都市地域基本計画について

ダム湖周辺整備事業が公園文化回廊づくりの中に位置付けられてとあるが、従来より取り組んできたダム湖周辺整備事業との関連、特に左岸地区の道路網、ポートのための諸施設、旧山川橋の問題など取り込んで大きな構想のもとに計画を積極的に進めるべき

時が来たと考えている。自然環境に恵まれた日本一の漕艇場「ボートの町川辺」とPRも結構であるが相応しい環境必要と思われるが十年～十五年後の川辺町の姿をどのように脳裏に描いておられるか伺いたい。

尚如才ないと思うが中濃地方拠点都市地域基本計画を進めている事務局に対して積極的にPRすべきだと思うが如何。

### 諸事業との調整、財政との調整を図り実施年度を定め

答

企画課長

中濃地方拠点都市地域基本計画は、本年度からおよそ十年間で「職・住・遊・学」の四つの機能をもつ

「日本まん真中日本公園村」とすることを目指している。

ダム湖周辺整備事業は公園文化回廊として位置付けています。左岸側整備は基本計画及び実施計画をたて今後なんらかの補助事業を取り入れ、事業実施するかを考え、諸事業

との調整、財政との調整を図り実施年度を定める。

広域に対するPRは、町勢要覧の配布、マリンスポーツフェスティバル、川辺おどり等のあらゆる機会をとらえ広域的にPRする。

要覧の配布、マリンスポーツフェスティバル、川辺おどり等のあらゆる機会をとらえ広域的にPRする。

要覧の配布、マリンスポーツフェスティバル、川辺おどり等のあらゆる機会をとらえ広域的にPRする。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

町道として公共性がでてくれれば認定をして道路の整備

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか伺いたい。

建設課長

指摘の道路は公

共に供する要件を満たす道路（位置指定道路、建築基準法第四十二条二項）道路である

が、これについてはその敷地の所有権を取得し、町道として

て公共性が出てくれば認定を

して道路の整備を図りたい。

また、宅地造りが増加する地

域については面的な整備、例

えば区画整備事業等を考えた

い。

いか



答

消防幹部会等で意見を聞きながら研究する。

【総務課長】潜水作業におけるダイバーの資格を取得するには一定期間の講習と実技を要し特に水難救助の潜水は一般レジャーと異なりかなりの技術と訓練が必要でありひとつ間違えれば命取りとなる危険が伴う。万が一にもそのような事態となつたときは補償問題が生じてくる。消防団へ入団前に資格を取得しても常に訓練が必要とされ、特定の団員にダイバーとして位置付けた場合に、その訓練と自分の仕事をどう両立させるか、消防団の中で管理体制をどのように整えて行くか等、研究課題は多い。消防幹部会等で意見を聞きながら研究する。モーターボート運転の資格取得についても、消防幹部会等で意見を聞きながら研究する。

## 議会日誌

- |  |  |
|--|--|
| 5月15日～17日 議員研修（北海道亀田郡大野町）  | 7月13日 やすらぎの家運営管理委員会に議長出席   |
| 5月19日 議会全員協議会を開催<br>上川辺福祉施設建設現場視察                                | 7月14日 飛騨・木曽国定公園総会に議長出席<br>(各務原市)                                       |
| 5月21日 川辺町青少年育成町民会議に出席  | 中国人研修生送別会に副議長・総務委員長出席  |
| 5月25日 国道418号線総会に建設農林委員長出席<br>可茂緑化大会に建設農林委員長出席<br>水力発電交付金総会に副議長出席 | 7月17日 郡町村議長会に議長出席 (岐阜市)  |
| 5月28日 消防操法大会に議員出席  | 7月19日 学校給食運営委員会に議長・民生文教委員長出席<br>県道富加～七宗線総会に議長出席<br>(七宗町)               |
| 5月29日 郡議長会に議長出席  | 7月21日 下水道事業推進特別委員会<br>議会全員協議会  |
| 5月30日 県議長会に議長出席  | 7月24日 消防操法県大会出場消防団壮行会に議員出席   |
| 5月31日 下水道事業推進特別委員会   | 7月25日 可茂消防水難事故訓練に議長出席<br>(美濃加茂市)                                       |
| 6月1日 建設農林委員会協議会  | 7月27日 第4回臨時議会  |
| 6月2日 民生文教委員会協議会<br>総務委員会協議会                                      | 7月28日 多治見市外14市町村伝染病予防組合議会に議会出席<br>(多治見市)                               |
| 6月4日 郡体育大会選手激励に議員出席  | 8月4日 第5回臨時議会<br>高山線・太多線複線電化促進協議会に議会出席<br>(美濃加茂市)                       |
| 6月5日～7日 議長研修に議長出席 (東京)   | 8月6日 マリンスポーツフェスティバル、ボート競技に参加<br>消防操法県大会出場地元消防団応援に参加<br>八百津町40周年式典に議長出席 |
| 6月8日 議会運営委員会   |  |
| 6月12日 リニア中央エキスプレス建設促進岐阜県期成同盟会に議長出席                               |  |
| 6月13日 平成7年第2回定例会(初日) 議案説明・質疑                                     |  |
| 6月15日 立志式に議員出席 (乗鞍青年の家)  |  |
| 6月21日 平成7年第2回定例会(最終日) 一般質問・討論・採決                                 |  |
| 6月23日 ごみ減量対策推進協議会に議長、民生文教委員長出席                                   |  |
| 6月27日 平成7年第3回臨時議会  |  |
| 7月2日 郡消防操法大会に出席 (白川町)  |  |
| 7月5日 J Aみのかも青年部設立総会に議長出席<br>(美濃加茂市)                              |  |
| 7月6日 三線促進期成同盟会総会に副議長出席<br>(可児市)                                  |  |
| 7月12日 川辺第2保育所起工式に議員出席  |  |